

さいたま市告示第 1 2 2 8 号

さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（南・桜区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（南・桜区）

履行場所

収集運搬業務 さいたま市南区及び桜区内

(2) 業務概要

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種区分「建築物管理」で登載され、かつ、さいたま市内に本店又は主たる事務所を有する者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 業務に参加を希望する者は、さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区大原 6 丁目及び 7 丁目又は中央区において、家庭系一般廃棄物収集運搬業務（家庭ごみの収集所から収集する業務）の契約実績を有する者であること。

- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加しないこと。

- (6) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (7) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年8月10日（月）まで

(2) さいたま市ホームページURL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p081629.html>

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年8月10日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話048（829）1336

(2) 交付日時

令和8年8月19日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格の確認結果の通知を郵送で希望する者は、110円切手を貼付した返信用封筒を添えて予め申し出ること。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年8月24日（月）午後5時まで（休日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月25日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048（829）1337 FAX 048（829）1991

(9) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。